

## 【報告事項】会長、会長代理について

### [会長について]

練馬区地域公共交通会議設置要綱第5条において、「交通会議に会長を置き、委員のうち練馬区長または、その指名する職員を充てる。」となっております。

これにより、会長につきましては練馬区都市整備部長である、池上が務めることとします。

### [会長代理について]

練馬区地域公共交通会議設置要綱第5条第3項において、「会長に事故があるとき、または、会長がかけたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」となっております。

こちらにつきましては、日本大学の沢教授にご了承いただき、会長より指名させていただきました。